

今後、下記「流域治水プロジェクト」の策定に向けて、熊野川減災協議会の構成組織で「流域治水協議会」を設立し進めていきたい。

「流域治水プロジェクト（案）（仮称）」の策定に向けて

I. 趣旨

- 令和元年東日本台風では、戦後最大を超える洪水により、甚大な被害が発生。このような災害が発生する中、全国の直轄河川では、少なくとも戦後最大洪水に早急に対応することが必要。
- 「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」及び「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」の議論を踏まえ、全国の一級水系において、「流域治水プロジェクト（仮称）」の策定を進め、治水事業の全体像を示すとともに、河川管理者等のハード対策ならびに関係自治体等の流域対策・ソフト対策を促進。

II. 取組（イメージ）

「流域治水協議会」（以下、協議会）を設置のうえ、「流域治水プロジェクト」を策定・公表し、関係地方公共団体等と連携して取組を進める。

1. 協議会の趣旨

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

2. 協議会の設置

各一級水系において、水系ごとに設置することを基本とする。ただし、円滑な協議の実施や構成員となる地方公共団体等の負担の軽減等の観点から、複数のブロックに分割して設置することや、既に設置されている「大規模氾濫減災協議会」、「流域総合治水対策協議会」等の枠組みを活用することなども検討の上、地域の実情に応じて適切に設置する。

協議会の名称は、既存の協議会の名称を用いるなど、「流域治水協議会」以外の名称を付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定する。

3. 協議会の構成員

関係する河川管理者、下水道管理者、都道府県、市区町村を基本とし、必要に応じて、流域治水対策に関する企業（利水ダム管理者等）等を追加する。

4. 協議会での取組事項

(1) 流域治水プロジェクトの策定・公表

気候変動への水害リスクへの増大に備え、令和元年東日本台風により甚大な被害が発生した7水系において推進している「緊急治水対策プロジェクト」を参考に、戦後最大規模の洪水などの具体的な目標を設定し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を共有、検討のうえ、以下内容の記載を基本とした水系ごとの流域治水プロジェクトを、令和2年度末までに策定し、各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知する。

1) 河川に関する対策

国や都道府県等の河川整備計画に基づき進められている河川整備やダム建設の状況等を確認・点検し、記載する。

2) 流域に関する対策

以下の事項を参考に、流域の特性に応じて、これまでの取組の状況等の共有のほか、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する具体的な施策を検討し、記載する。

① 下水道に関する対策

- ☞ 雨水貯留施設、排水施設の整備、施設の耐水化等

② 流出抑制に関する対策

- ☞ 防災調整池等の雨水貯留・浸透施設の整備
- ☞ 民間事業者や住民による流出抑制対策（建物内貯留や各戸貯留等）への支援
- ☞ 自然地の保全

③ 流出抑制に関する対策

- ☞ 防災調整池等の雨水貯留・浸透施設の整備
- ☞ 家屋移転、宅地かさ上げ等への支援

④ 浸水拡大抑制に関する対策

- ☞ 盛土構造物の保全、二線堤の整備

⑤ 利水ダムに関する対策

- ☞ 事前放流の実施及び洪水貯留のための放流管等の整備

3) 避難・水防等に関する対策

情報伝達、避難計画、水防に関する事項等、大規模氾濫減災協議会等における取組の状況等を確認・点検し、記載する。

(2) フォローアップ

流域治水プロジェクト策定後は、毎年協議会等を開催するなどして、対策の実施状況を確認する。また、情勢の変化に対応して必要に応じて見直しを行うこと。

Ⅲ. スケジュール

- (1) 6月見込 「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」とりまとめ
各水系の「流域治水プロジェクト（素案）」（添付参照）のうち、国の河川対策を示したものを公表。
- (2) 7～8月
県管理河川も含め対策の検討。
- (3) 8月末～9月頃 「各水系流域治水プロジェクト（素案）」を公表
県河川の改修計画を位置づけるとともに、流域対策・ソフト対策の方向性を入れた素案を公表。
- (4) 素案を更に検討、議論。
- (5) 3月末～4月 「各水系流域治水プロジェクト」を公表
流域対策、ソフト対策も含めたものとして公表する。

Ⅳ. 進め方

当面、熊野川減災協議会の構成組織で「流域治水協議会」を設置し、協議をしていきたい。規約、構成員等の案については、後日、紀南河川国道事務所より各機関に提示予定。